運営推進会議等について

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（以下「基準条例」という。）において，地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）が設置することとされている運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては，介護・医療連携推進会議）（以下「運営推進会議等」という。）について，次のとおり概要をまとめましたので，事業運営の参考としてください。

１　運営推進会議等について

　　運営推進会議等については，基準条例等において次のとおり定められています。

⑴　目的

　　ア　介護・医療連携推進会議

　　　　利用者，地域の医療関係者，市町村職員，地域住民の代表者等に対し，提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより，地域に開かれたサービスとすることで，サービスの質の確保を図ること及び当該会議において，地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い，介護と医療の連携を図ることを目的として設置する。

　　イ　運営推進会議

　　　　利用者，市町村職員，地域住民の代表者等に対し，提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより，事業所による利用者の「抱え込み」を防止し，地域に開かれたサービスとすることで，サービスの質の確保を図ることを目的として設置する。

⑵　設置者

　　運営推進会議等は，事業所が主体的に設置し開催するものです。

　　また，市職員等も一構成員の立場で出席しますので，会議の進行等は事業所において行うようお願いします。

⑶　開催頻度

　　サービス種別ごとの開催頻度は次のとおり定められています。

|  |  |
| --- | --- |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護地域密着型通所介護認知症対応型通所介護 | おおむね６月に１回 |
| 小規模多機能型居宅介護認知症対応型共同生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護看護小規模多機能型居宅介護 | おおむね２月に１回 |

　なお，複数回を１回の運営推進会議として開催することはできませんので，開催しなかった回は「中止」等として扱います。

（誤）　当該年度の１回目の運営推進会議を４月１５日予定していたが，事情により開催できなかったため，２回目の６月１５日に２回分として開催した。

（正）　１回目を４月１５日予定していたが，中止したことから６月１５日に１回目を開催した。

⑷　構成員

　　運営推進会議等の構成員は次のとおり定められていますので，各事業所においては，それぞれの区分の構成員をあらかじめ選定してください。

　ア　利用者

　イ　利用者の家族

　ウ　地域住民の代表者

　　　町内会役員，民生委員，老人クラブの代表者等。

　エ　市職員（長寿社会課・介護保険課）又は地域包括支援センター職員

　　　毎年度４月に長寿社会課で担当者を選定し，担当者より各事業所へ御連絡します。

　オ　当該事業に知見を有する者

　　　事業者団体関係者，学識経験者等。

　カ　地域の医療関係者（介護・医療連携推進会議のみ）

　　　地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等。

【運営推進会議を活用した評価】

令和３年度介護報酬改定において，認知症対応型共同生活介護事業所が１年に１回以上実施することとされてる外部評価について，従来の外部評価機関による評価と運営推進会議を活用した評価の選択制となりました。

運営推進会議を活用した評価を行う場合，当該運営推進会議には上記エ及びオの出席が必要となります。

やむを得ない事情により出席が困難な場合であっても，関係資料を送付し意見を求めるなどにより，評価への関与を確保する必要がありますので御留意ください。

⑸　運営推進会議の内容

　　運営推進会議では，事業所の活動状況（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」）を報告し，評価を受けるとともに，必要な要望，助言を聴くこととされています。

　　また，令和３年度介護報酬改定において、認知症対応型共同生活介護の外部評価については、従来の外部評価機関による評価と、運営推進会議を活用した評価のいずれかを選択して実施することとなりました。詳しくはホームページを御確認ください。

⑹　記録・公表

　　事業所は，運営推進会議における報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければなりません。

ア　記録

　　　運営推進会議の実施，報告等の記録は，２年間保存しなければなりません。

イ　公表

　　　当該記録の公表については，次のような方法が考えられます。

　　　・事業所において，誰でも見られる場所に掲示する。

　　　・事業所のホームページに掲載する。

　　　なお，認知症対応型共同生活介護については，運営推進会議の開催後，「運営推進会議開催報告書」を指導監査課に提出してください。

　⑺　開催方法について

　運営推進会議を開催する際は，開催日程を決定の上，事業所であらかじめ選定した全構成員へ案内をしてください。（全員の出席が開催要件ではありません。）

　運営推進会議の目的に鑑みて，事業所の行事や避難訓練等を運営推進会議とすることはできませんので，別途会議の時間を設けてください。（同日に開催することは可能です。）

　　ア　テレビ電話装置等を活用した開催

　　　　令和３年度の介護報酬改定において，テレビ電話装置等を活用した運営推進会議の開催が可能となりました。

　　　　ただし，利用者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。

　　イ　書面開催

　　　　「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第３報）」（令和２年２月２８日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室等連名事務連絡）問８において，運営推進会議等の開催については，感染拡大防止の観点から，文書による情報提供・報告，延期，中止等，事業所や地域の実情を勘案し，柔軟に取り扱うことができることされました。

　　　　しかしながら，長期に延期や中止とすることや，事業所職員のみで会議を開催することは，運営推進会議の設置の趣旨に照らして適当ではないことから，構成員が一堂に会しての開催が困難な場合については，極力，書面により開催されるようお願いします。

【書面開催の要件】

・　構成員全員に対し，運営推進会議の開催資料として活動状況等に関する資料を書面等により送付する。

・　意見書の様式を開催資料に同封し，期日を設けて返信を求めるなどの方法により，評価，要望，助言等を受ける。

・　議事録等を取りまとめ，事業所において関係資料を保管，公表する。

　　　※　認知症対応型共同生活介護事業所において，運営推進会議を書面開催とする場合は，議事録等の上記の要件が確認できる資料を必ず添付してください。

※　書面開催の場合，市職員又は地域包括支援センター職員の参加については，開催案内を送付している場合は意見等がない場合でも参加として扱います。

　　　※　上記の要件によらず，活動状況等の資料を構成員に送付したのみの場合は，「情報提供・報告」となります。

２　旭川市の担当部局

　⑴　運営推進会議に係る市職員等の構成員の選定

旭川市福祉保険部長寿社会課地域包括ケア推進係

旭川市６条通９丁目旭川市役所総合庁舎２階

電話：０１６６－２５－９７９７

　⑵　運営推進会議開催報告の提出先

旭川市福祉保険部指導監査課

旭川市７条通１０丁目旭川市役所第二庁舎２階

電話：０１６６－２５－９８４９